

金融緊急措置令外四件第一回審査委員会

昭和二十一年二月十五日(金曜日)宮内省

内會議室ニ於テ開會

出席者

鈴木議長

審査委員長

清水副議長

審査委員

窪田顧問官

樞密院

奈良顧問官

松井顧問官

潮顧問官

竹越顧問官

泉二顧問官

野村顧問官

百武顧問官

櫻内顧問官

井坂顧問官

河原顧問官

美濃部顧問官

開席者

審査委員

菅原顧問官

林顧問官

真野顧問官

大島顧問官

小幡顧問官

伊澤顧問官

國務大臣

樞密院

幣原內閣總理大臣

澁澤大藏大臣

小笠原商工大臣

説明員

石黒法制局長官

井手法制局參事官

今枝法制局參事官

山田大藏次官

池田大藏省主稅局長

櫛田大藏省理財局長

江澤大藏省銀行局長

福田大藏省官房長

愛知大藏省文書課長

河野大藏省銀行課長

伊原大藏省國庫課長

酒井大藏省經濟課長

木内大藏省參事官

豊田商工次官

小笠商工省總務局總務課長

樞密院

諸橋書記官長

高辻書記官

(午後一時四十分開會)

清水審査委員長開會ヲ宣ス

鈴木議長ヨリ本件ノ審議ニ關シテ挨拶アリ

幣原内閣總理大臣ヨリ一般的説明アリタル後

遊澤大藏大臣ヨリ金融緊急措置令外二件ニ付

小笠原商工大臣ヨリ隱匿物資等緊急措置令ニ

付夫々説明アリ

清水委員長先ツ金融緊急措置令外二件ヲ議題ニ供ス

潮百武兩委員ヨリ金融緊急措置ニ依ル現金引出ノ限度等ヲ問ヒ澁澤大藏大臣ヨリ説明アリ
泉ニ委員ヨリ本件措置ノ期間ヲ問ヒ澁澤大藏大臣ヨリ大體八月迄トスル旨答辯アリ

櫻内委員ハ新券ノ流通等ニ關シ質問シ澁澤大藏大臣ヨリ説明アリ

芳澤委員ヨリ本案ノ運用ニ關シ希望意見ノ表

樞密院

明アリ

井坂委員ヨリ本案ノ實施ガ物價ノ安定ニ及ボス影響ヲ問ヒ澁澤大藏大臣ヨリ答辯アリ

河原委員ヨリ金融緊急措置令ト日本銀行預入令トノ金融機關ノ範圍ニ差異アル點ヲ訊シ澁澤大藏大臣ヨリ貸出ノ統制アルニ由ル旨説明アリ

美濃部委員ヨリ本件ハ米人等外國人ニ適用ナキカヲ問ヒ澁澤大藏大臣ヨリ臺灣人朝鮮人モ一樣ニ取扱ヒ進駐軍ハ專ラ其ノ自肅ニ俟ツ旨

答辯アリ

右終テ委員長ハ本日ハ之迄トシ閉會ヲ宣ス
(午後三時四十五分閉會)

樞密院

金融緊急措置令外四件第二回審査委員會

昭和二十一年二月十六日(土曜日)宮内省

内會議室ニ於テ開會

出席者

鈴木議長

審査委員長

清水副議長

審査委員

窪田顧問官

樞密院

奈良顧問官

松井顧問官

潮顧問官

竹越顧問官

泉二顧問官

野村顧問官

百武顧問官

櫻内顧問官

井坂顧問官

河原顧問官

美濃部顧問官

闕席者

審査委員

菅原顧問官

林 顧問官

真野顧問官

大島顧問官

小幡顧問官

伊澤顧問官

國務大臣

樞密院

幣原內閣總理大臣

澁澤大藏大臣

小笠原商工大臣

説明員

石黒法制局長官

井手法制局參事官

今枝法制局參事官

山田大藏次官

池田大藏省主稅局長

櫛田大藏省理財局長

江澤大藏省銀行局長

福田大藏省官房長

愛知大藏省文書課長

河野大藏省銀行課長

伊原大藏省國庫課長

酒井大藏省經濟課長

木内大藏省參事官

豊田商工次官

小笠商工省總務局總務課長

樞密院

諸橋書記官長

高辻書記官

(午前十時十分開會)

清水審査委員長開會ヲ宣シ隱匿物資等緊急措置令ヲ議題ニ供ス

窪田潮兩委員ヨリ緊急措置ノ手續ヲ訊シ小笠原商工大臣ヨリ説明アリ

潮委員ハ尚世帯主ノ報告書ノ作成ニ協力セザル世帯員ニ對スル罰則ヲ訊シ司法省刑事局長

ヨリ答辯アリ

奈良、林、竹、越、櫻、内、茅、澤、井、坂、各委員ヨリ、隱匿物資ノ摘發其ノ他本案ノ運用ニ關シ、質問アリ。小笠原商工大臣ヨリ、夫々答辯アリ。

河原委員ハ別表ニ付質問シ、小笠原商工大臣ヨリ説明アリ。

右終テ委員長ハ質問終了ト認メ、大臣及説明員ノ退席ヲ求ム。

(大臣及説明員退席)

其レヨリ委員間ニ於テ協議ノ結果、本案ノ各件

樞密院

ハ此ノ儘之ヲ可決スベキ旨、全會一致ヲ以テ議決ス。

仍テ清水審査委員長閉會ヲ宣ス。

(午前十一時三十分閉會)